

滋賀県議会議員および滋賀県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する 条例の一部改正の概要

1 改正の理由

公職選挙法(昭和25年法律第100号)が改正され、個人演説会告知用ポスターが廃止されたことならびに公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)が改正され、選挙運動用ビラおよび選挙運動用ポスターの作成について公費負担することができる限度額が引き上げられたことに伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県議会議員および滋賀県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の内容

(1) 個人演説会告知用ポスターの廃止に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。
(第1条関係)

(2) 選挙運動用ビラの作成のための公費負担限度額の算定の基礎となる作成単価を次のとおり改正することとします。(第8条関係)

区 分		改定単価	現行単価
1枚当たり 作成費	50,000枚以下の場合	8円38銭	7円73銭
	50,000枚を超える場合	5円62銭	5円18銭

ア ビラの作成枚数が50,000枚以下の場合
8円38銭

イ ビラの作成枚数が50,000枚を超える場合の計算式(1銭未満の端数は、1銭とする。)

$$\frac{419,000 \text{ 円} + 5 \text{ 円} 62 \text{ 銭} \times (\text{作成枚数} - 50,000 \text{ 枚})}{\text{作成枚数}}$$

※419,000円 = 8円38銭 × 50,000枚

(3) 選挙運動用ポスターの作成のための公費負担限度額の算定の基礎となる作成単価を次のとおり改正することとします。(第12条関係)

区 分		改定単価	現行単価
1枚当たり 印刷費	ポスター掲示場数が500以下の場合	586円88銭	541円31銭
	ポスター掲示場数が500を超える場合	30円73銭	28円35銭
企画費		316,250円	316,250円

ア ポスター掲示場数が500以下の場合の計算式(1円未満の端数は、1円とする。)

$$\frac{586 \text{ 円} 88 \text{ 銭} \times \text{掲示場数} + 316,250 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場数}}$$

イ ポスター掲示場数が 500 を超える場合の計算式（1 円未満の端数は、1 円とする。）

$$30 \text{ 円 } 73 \text{ 銭} \times (\text{掲示場数} - 500) + 609,690 \text{ 円}$$

ポスター掲示場数

$$\text{※}609,690 \text{ 円} = 586 \text{ 円 } 88 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数 } 500 + \text{企画費 } 316,250 \text{ 円}$$

（4）その他

ア この条例は、公布の日から施行することとします。ただし、2（1）およびイの一部は、令和 8 年 1 月 1 日から施行することとします。

イ この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。

滋賀県議会議員および滋賀県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）の一部改正により、個人演説会告知用ポスターが廃止されたことならびに公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）の一部改正により、選挙運動用ビラおよび選挙運動用ポスターの作成について公費負担することができる限度額が引き上げられたことに伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県議会議員および滋賀県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 6 年滋賀県条例第 8 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 個人演説会告知用ポスターの廃止に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。（第 1 条関係）
- (2) 選挙運動用ビラの作成のための公費負担限度額の算定の基礎となる作成単価を次のとおり改正することとします。（第 8 条関係）
 - ア ビラの作成枚数が 50,000 枚以下の場合
8 円 38 銭（現行 7 円 73 銭）に引き上げることとします。
 - イ ビラの作成枚数が 50,000 枚を超える場合
5 円 62 銭（現行 5 円 18 銭）に 50,000 枚を超える枚数を乗じて得た金額に 419,000 円（現行 386,500 円）を加えた金額をビラの作成枚数で除して得た金額に引き上げることとします。
- (3) 選挙運動用ポスターの作成のための公費負担限度額の算定の基礎となる作成単価を次のとおり改正することとします。（第 12 条関係）
 - ア ポスター掲示場の数が 500 以下の場合
586 円 88 銭（現行 541 円 31 銭）にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に 316,250 円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額に引き上げることとします。
 - イ ポスター掲示場の数が 500 を超える場合
30 円 73 銭（現行 28 円 35 銭）に 500 を超える数を乗じて得た金額に 609,690 円（現行 586,905 円）を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額に引き上げることとします。
- (4) その他
 - ア この条例は、公布の日から施行することとします。ただし、(1)およびイの一部は、令和 8 年 1 月 1 日から施行することとします。
 - イ この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。

滋賀県議会議員および滋賀県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例新旧対照表

旧	新
(趣旨) 第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項および第143条第15項の規定に基づき、滋賀県議会議員および滋賀県知事の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用、法第142条第1項第3号および第4号のビラ（以下これらを「選挙運動用ビラ」という。）の作成ならびに法第143条第1項第4号の3の個人演説会告知用ポスター（<u>滋賀県知事の選挙の場合に限る。</u>）および同項第5号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」と総称する。）の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。 第2条～第7条 省略 (選挙運動用ビラの公費の支払) 第8条 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第3号または第4号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 (1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が50,000枚以下である場合 <u>7円73銭</u> (2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が50,000枚を超える場合 <u>5円18銭</u>にその50,000枚を超える枚数を乗じて得た金額に<u>386,500円</u>を加えた金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額（1銭未満の端数が	(趣旨) 第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項および第143条第15項の規定に基づき、滋賀県議会議員および滋賀県知事の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用、法第142条第1項第3号および第4号のビラ（以下これらを「選挙運動用ビラ」という。）の作成ならびに法第143条第1項第5号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。 第2条～第7条 省略 (選挙運動用ビラの公費の支払) 第8条 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第3号または第4号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 (1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が50,000枚以下である場合 <u>8円38銭</u> (2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が50,000枚を超える場合 <u>5円62銭</u>にその50,000枚を超える枚数を乗じて得た金額に<u>419,000円</u>を加えた金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額（1銭未満の端数が

ある場合には、その端数は、1 銭とする。) 第 9 条～第11条 省略 (選挙運動用ポスターの公費の支払) 第12条 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて、当該選挙区等におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第10条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。 (1) 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 <u>541円31銭</u>に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。） (2) 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 <u>28円35銭</u>にその500を超える数を乗じて得た金額に<u>586,905円</u>を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額 第13条以下 省略	ある場合には、その端数は、1 銭とする。) 第 9 条～第11条 省略 (選挙運動用ポスターの公費の支払) 第12条 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて、当該選挙区等におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第10条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。 (1) 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 <u>586円88銭</u>に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。） (2) 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 <u>30円73銭</u>にその500を超える数を乗じて得た金額に<u>609,690円</u>を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額 第13条以下 省略
---	---